

重要事項説明書 (訪問看護・介護予防訪問看護を含む)

訪問看護ステーション だん は、看護が必要な方や療養者に対して医師の指示に基づき、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

【事業目的】

この規程は、株式会社ケアグリーンが設置する訪問看護ステーション だん（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供することを目的とする。

【運営方針】

(1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

(2) ステーションは事業の運営にあたって、疾病や負傷等により、また要介護状態と認定され過程において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護の必要性を認めた契約者に対して、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

(3) ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ケアグリーン
代表者氏名	代表取締役 加藤 晶久
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒508-0022 岐阜県中津川市北野町 1 番 10 号 TEL :0573-65-0045 FAX : 0573-65-0046

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション だん
介護保険指定 事業者番号	2161590118
事業所所在地	〒508-0022 岐阜県中津川市北野町 1 番 10 号

連絡先 相談担当者名	TEL : 0573-65-0045 FAX: 0573-65-0046 管理者 森 涼馬
事業所の通常の 事業の実施地域	中津川市、恵那市、長野県木曽郡南木曽町、その他の地域

(2) 営業時間帯

月曜日～日曜日	午前8時30分～午後5時30分
事業所の営業日	日月火水木金土 祝日
事業所の休業日	年中無休（年末年始を除く）

(3) 事業所の職員体制

看護職員 (看護師・准看護師)	訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤換算数 2.5名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤0名 非常勤0名

3 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	① 病状の観察 ② 床ずれの予防及び処置 ③ 体位変換、食事、排泄の介助 ④ 入浴、清拭、洗髪の介助 ⑤ カテーテルなどの医療器具の管理 ⑥ リハビリテーションの指導 ⑦ 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 ⑧ ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 ⑨ 介護や福祉制度の相談 ⑩ その他主治医の指示に基づく必要な看護 ⑪ 介護予防訪問看護（口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など） ⑫ その他サービス（療養相談・助言・その他）

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(3) サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスマント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要的発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要的発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

4 その他の費用について

① 死後の処置料	指定訪問看護と連続して行う死後の処置ご希望の場合（保険外サービス） 10,000円（外税）を申し受けます。 ※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスとなります	
② 長時間サービス料	保険適用ではない場合、訪問看護時間が90分を超えた場合、15分毎に2,000円（外税）を頂きます。	
③ 交通費	訪問看護ステーションから訪問先の居宅までの距離（片道）により金額が変化します。【医療保険】	
地域	交通費	
20km未満	0円	
20km以上25km未満	100円	
25km以上30km未満	200円	
30km以降	+100円/5km毎	

5 料金の支払い方法について

一ヶ月の利用料金をまとめて、原則として口座引落しとさせていただきます。なお、ご希望により振込・現金支払いを利用する事もできます。但し、振込料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります。引落しに関してはサービス提供月の翌月 23 日（休日、祝日の場合は翌営業日）に引き落としもしくは翌月初回訪問日に支払うものとします。

6 サービスの提供にあたって

- (1)サービスの提供に先立って、健康保険証・障碍者手帳・療育手帳・介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定等の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3)主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成する「居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4)サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないです。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5)看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないます。実際の提供は、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。
- (6)サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。尚、10～15 分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。
- (7)代行訪問・振替訪問に関して、基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問をご依頼する事がありますので、ご了承ください。
- (8)同行訪問に関して、弊社では研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただく事があります。尚、予めご了解をいただいてからの実施とし、別途料金もかかりませんので、よろしくお願ひいたします。
- (9)担当者の変更に関して、スタッフの異動や他のご利用者様のスケジュール等、業務上の理由により担当者の変更をご提案させていただく場合があります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	森 涼馬
-------------	------

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5)介護相談員を受入れます。
- (6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなつた後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p> <p>④ 事業者は、訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネージャー、関係施設以外への送付・使用を致しません。</p>

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業所等との連携

- (1) 訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。(適正に保管・管理致します)
- (3) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。
- (4) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情申立の窓口

(1) 事業所

窓口 : 株式会社ケアグリーン 代表取締役 加藤 晶久
受付時間 : 8:30~17:30 (月曜日~日曜日)
電話番号 : 0573-65-0045

(2) 行政機関

介護保険に関する苦情は国民健康保険団体連合会に相談してください。

中津川市・恵那市にお住いの方

窓口 : 岐阜県国民健康保険団体連合会 : 国保連合会介護保険苦情相談受付窓口
受付時間 : 平日午前 9 時~午後 5 時まで
電話番号 : 058-275-9826

木曽にお住まいの方

窓口 : 長野県国民健康保険団体連合会 : 介護保険課 苦情処理係
受付時間 : 平日午前 9 時~午後 5 時まで
電話番号 : 026-238-1580

17 第三者機関による評価の実施状況

- (1) 実施の有無 : なし (2022 年 8 月時点)
- (2) 実施した直近の年月日 :
- (3) 実施した評価金の名称 :
- (4) 当該の評価結果の開示状況 :

※※第三者による評価とは、提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいいます。(事業所内で行う内部監査や行政による指導監査は含まれません。)

18 利用料金・費用

【介護保険】

訪問看護サービスに利用料及びその他の費用は以下の通りです。

(介護保険法令に定められた料金 1 単位=10 円)

※現役並み所得の方は 3 割負担（利用者本人の介護保険負担割合証に準ずる）

『看護師による訪問看護』

訪問看護ステーション 介護（要介護 1～5）	基本利用料	金額	
		1 割	2 割
20 分未満	314 単位	314 円	628 円
30 分未満	471 単位	471 円	942 円
30 分以上 60 分未満	823 単位	823 円	1,646 円
60 分以上 90 分未満	1,128 単位	1,128 円	2,256 円

訪問看護ステーション 予防（要支援 1～2）	基本利用料	金額	
		1 割	2 割
20 分未満	303 単位	303 円	606 円
30 分未満	451 単位	451 円	902 円
30 分以上 60 分未満	794 単位	794 円	1,588 円
60 分以上 90 分未満	1,090 単位	1,090 円	2,180 円

※准看護師の訪問に関しては各単位数の 90%となります。

『理学療法士・作業療法士による訪問看護』

理学療法士・作業療法士 介護（要介護 1～5）	基本料金料	金額	
		1 割	2 割
1 回（20 分）あたり	294 単位	294 円	588 円

理学療法士・作業療法士 予防（要支援 1～2）	基本料金料	金額	
		1 割	2 割
1 回（20 分）あたり	284 単位	284 円	568 円

※1 日に 3 回以上の利用の場合、総単位数の 90%となります。また 1 週間に 6 回を限度とします。

※理学療法士・作業療法士による訪問看護のリハビリテーションは、看護サービスの一環となっていますので、看護職員の代わりの訪問となることをご了承ください。

(介護予防のみ)

理学療法士・作業療法士が利用を開始した日の属する月から起算して12ヶ月を超える間に介護予防訪問看護を行った場合、所定単位から1回につき5単位を減算します。

『介護保険利用時に係る加算項目』

加算項目名	加算単位	適用条件	
早朝・夜間訪問	18時～22時	25%	サービス開始時間が対象となる時間帯にある場合に基本料金に対して割りだし加算する。
	6時～8時		
深夜訪問	22時～6時	50%	
複数名訪問 加算Ⅰ (2人の看護師)	30分未満	254単位/回	①利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問では困難と判断された場合 ②暴力、著しい迷惑行為、故意の器物破損等が認められた場合等、同時に複数名の訪問看護師等と看護助手者が訪問看護を行う。 ※二人目の従事者の所要時間により算定する。
	30分以上	402単位/回	
複数名訪問 加算Ⅱ (看護師と補助者)	30分未満	201単位/回	
	30分以上	317単位/回	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/月	月の初回訪問時に算定する。24時間対応体制にあり計画外の緊急訪問を必要に応じて行う。但し、訪問時は時間別評価単位が加算される。	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位/月		
長時間訪問看護加算	300単位/回	特別管理加算の対象者で所要時間が合計1時間30分以上となるときに1回につき算定する。毎回加算は可能となる。	
特別管理加算Ⅰ	500単位/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレ使用 留置カテーテル又はドレンチューブ ※厚生労働省大臣が定める状態のもの	

特別管理加算Ⅱ	250 単位/月	在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門/人工膀胱造設患者 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を 3 日以上行う必要があると認められる状態
ターミナルケア加算	2500 単位	在宅で死亡した利用者について、死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合に死亡月に加算する。
退院時共同指導加算	600 単位/回	病院または介護老人保健施設に入院中(入所中)に、主治医と連携し在宅生活における必要な指導を行った場合
初回加算(Ⅰ)	350 単位/回	新規に訪問看護を提供した月に算定する。 ※但し、退院時共同指導加算を算定した場合、初回加算は算定しない。
初回加算(Ⅱ)	300 単位/回	
中山間地域居住者提供加算	5 %	厚生労働大臣が定める地域に居住している場合、かつ訪問看護ステーションの定める通常の実施地域を越えて訪問看護を行った場合に算定する。
看護体制強化	加算Ⅰ	550 単位/月
	加算Ⅱ	200 単位/月
		訪問看護ステーションが大臣基準告示第 9 に適合している場合、都道府県知事へ届け出の上、算定する。

専門管理加算	イ 250 単位/月	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合で、算定する。
	□ 250 単位/月	特定行為研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合で手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に算定する。
遠隔死亡診断補助加算	150 単位/回	通信機器を用いた在宅での看取りを主治医の指示に基づき、医師の死亡診断の補助を行った場合に算定する。
口腔連携強化加算	50 単位/月	歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価を実施・情報共有を行った場合算定できる。

『その他 実費利用料』

物品類

保険適応外の衛生材料費	ガーゼ類、カテーテル類、フィルム等被覆材料、オムツ、等
-------------	-----------------------------

交通費

片道距離		通常の介護保険利用では交通費は請求しません。点滴・注射等の介護保険給付外サービス利用時、もしくは特別指示書発行後の医療保険での訪問時に請求いたします。
20km 未満	0 円	
20km 以上 25km 未満	100 円	
25km 以上 30km 未満	200 円	
30km 以上	+ 100 円/5km 毎	

処置費

死後の処置	10,000 円 (外税)
-------	---------------

【医療保険】

基本利用料・加算は医療保険法令に定められた負担割合です。

『基本利用料負担割合』

対象者	負担割合
後期高齢者医療保険証	療養費の1~3割(収入に応じて変動します)
国民健康保険高齢受給者証	
69歳以下の医療保険の被保険者・被扶養者	療養費の3割
70歳以上の医療保険の被保険者・被扶養者	療養費の2~3割(収入に応じて変動します)
義務教育就学前	療養費の2割

『医療保険基本利用料』

基本療養費(精神科訪問看護も共通)

対象	料金
週3日まで	5,550円
週4日以降	6,550円

管理療養費(精神科訪問看護も共通)

	機能強化型Ⅰ	機能強化型Ⅱ	機能強化型Ⅲ	従来型
月の初回時	13,230円/日	10,030円/日	8,700円/日	7,670円/日
2回目以降	3,000円/日	3,000円/日	3,000円/日	3,000円/日

『医療保険利用に係る加算項目』(精神科訪問看護も共通)

加算項目	加算料金	適用条件
早朝・夜間加算	18時~22時 2,100円/回	サービス開始時間が対象となる時間帯にある場合に基本料金に足して割りだし加算する。
6時~8時		
深夜加算	22時~6時 4,200円/回	
難病等複数回訪問看護加算	2回/日 4,500円/日	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪、終末期等により主治医から週4回以上の頻繁な訪問看護の指示書を交付された場合算定する。
	3回以上/日 8,000円/日	

複数名 訪問看護加算	看護師 2 名 看護師と補助者	4,500 円/日 3,000 円/日	基準告示第 2 の 4 の (1) にて厚生労働大臣が定める者。精神科訪問看護においては週 3 回目以上からは複数名加算料金が増加します。
24 時間対応体制加算		イ 6,800 円/月 口 6,520 円/月	電話等に常時対応でき緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制を利用者の同意を得て算定する。
緊急訪問看護加算		(月 14 日目まで) 2,650 円/日 (月 15 日目以降) 2,000 円/日	緊急の患家の求めに応じて医師の指示により訪問看護等が訪問した場合 1 日につき 1 回に限り算定する。
長時間訪問看護加算		5,200 円/日	特別管理加算対象者・医療ケアが必要なものに対して 90 分を超えた場合、週 1 回に限り算定する (15 歳未満の超重症児又は準超重症児の場合は週 3 日を限度)
特別管理加算		5,000 円/月 2,500 円/月	<p>在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレ使用 留置カテーテル又はドレーンチューブ ※厚生労働省大臣が定める状態のもの</p> <p>在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理</p>

		人工肛門/人工膀胱 真皮を越える褥瘡の状態 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
訪問看護 ターミナルケア療養費	25,000 円	在宅で死亡した利用者について、死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合に死亡月に加算する。
退院時共同指導加算 特別管理指導加算	8,000 円 2,000 円	退院又は介護老人保健施設退所にあたって 医師及び看護師等が共同して在宅療養生活 の指導を行い、文書で指導内容を提出した 場合入院中に 1 回算定する。
退院支援指導加算	6,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者や重 傷者管理加算の対象者に訪問看護師が退院 した日に療養上必要な指導を行った場合に 算定する。
在宅患者連携指導加算	3,000 円	医療関係職種間で共有した情報を踏まえ て、訪問看護師等が患者又は家族へ指導等 を行うとともに、その指導内容や療養上の 留意点について多職種に情報共有した場合 に算定する。
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円	主治医の求めにより関係する医療従事者と 共同で患者に赴き療養上必要な指導を行つ た場合に算定する。
乳幼児加算	1,500 円/日	6 歳未満児への訪問看護を評価する。
特別管理指導加算	2,000 円	特別管理加算の対象者に対して退院時共同 指導加算時に「特別に管理を要する患者へ の指導」として算定する。
訪問看護情報提供療養費	1,500 円	別表 7・8、(準) 超重症児、精神障がいを 有する者に関して、利用者の同意を得て居 住地の市町村、保健所、精神保健福祉セン ターに対して情報提供書を作成しこれを提 供した場合に算定する。

専門管理加算	イ 2,500 円 □ 2,500 円	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師等が計画的な管理を行った算定する。
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月	厚生労働大臣が定める電子資格確認により利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合算定する。
訪問看護ベースアップ加算 評価料(I)	780 円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合している訪問看護ステーションが主として医療に従事する職員の賃金改善を計画的に図る体制にある場合算定する。

『その他 実費利用料』

物品類(精神科訪問看護も共通)

保険適応外の衛生材料費	ガーゼ類、カテーテル類、フィルム等被覆材料、オムツ、等
-------------	-----------------------------

交通費(精神科訪問看護も共通)

片道距離		交通費は全額利用者の負担金とする。
20km 未満	0 円	
20km 以上 25km 未満	100 円	
25km 以上 30km 未満	200 円	
30km 以上	+ 100 円/5km 毎	

処置費(精神科訪問看護も共通)

死後の処置	10,000 円 (外税)
-------	---------------

【実費での訪問看護利用】

自己負担による訪問看護の利用には、訪問看護指示書を発行している医師の指示のもと、医療行為を行うものとし、本人や家族が希望した場合でも指示が出でない医療処置に関しては実施出来ないものとします。

又、介護保険・医療保険等保険適応の訪問に関しては保険適応を最優先とし、保険適応外のサービス提供に関して双方の同意がある場合のみ実施します。

『利用形態』

利用する時間帯による区分分けは以下の通りとします。

早朝	日中	夜間	深夜
06:00~08:30	8:30~17:30	17:30~22:00	22:00~06:00

利用時間は、看護内容により適切な時間を配分し、15分単位で利用できるものとします。

『利用料金』

以下の、料金はすべて15分単位の料金になります。

早朝	日中	夜間	深夜
2,500円	2,000円	2,000円	3,000円

a.15分のうちに時間帯区分が変わるのは開始時の料金が適用されます。

b.基本料金に加え、交通費を請求させて頂きます。

5km未満	5km以上10km未満	10km以上15km未満	15km以上
300円	400円	500円	500+(100円/5km毎)円

※事業者希望日時に訪問出来ない場合は事前に連絡をし、契約者は時間変更の上で利用するかキャンセルするか、選択できるものとします。

※看護師複数名での訪問の場合は、上記基本料金に+1000円の加算を行うものとします。